

令和7年度 第1回長崎県地域職業能力開発促進協議会

議事要旨

日 時 R 7.1.1.2.6 (水) 10:00~11:40

場 所 長崎労働局 8階会議室

出席者 別添名簿のとおり（ただし、(株)建築資料研究社長崎支店については、吉田氏（代理）ではなく、久芝構成員が出席）

長崎労働局長あいさつ

◆議題1

(1) 令和6年度、令和7年度の公的職業訓練実施状況について

【事務局】

- ・資料1、資料2、資料3（1～6）に基づき「雇用失業情勢等」、「職業訓練に関するニーズ」、「ハロートレーニングの実績状況等」について説明

【長崎県】

- ・資料3（7～11）県の施設内訓練、在職者訓練及び県の委託訓練について説明

【機構長崎支部】

- ・資料3に基づき（12～20）ポリテクセンター長崎、佐世保の離職者訓練、在職者訓練及び求職者支援訓練について説明

◆意見・質問等◆

なし

(2) 公的職業訓練効果の把握・検証等結果について

【事務局】

- ・資料4に基づき「公的職業訓練効果の把握・検証等結果」について説明

◆意見・質問等◆

なし

(3) 令和8年度長崎県職業訓練実施計画方針（案）について

【事務局】

- ・資料5に基づき「令和8年度長崎県職業訓練実施計画方針（案）」について説明

◆意見・質問等◆

なし

【会長】

- ・資料 5 の A から H の内容を取り込む形で、計画を作成する。
 - ・細かい文言等は、私と事務局にご一任いただきたい。
- 計画方針（案）について全員承認**

（4）教育訓練給付制度の指定講座の状況等について

【事務局】

- ・資料 6 に基づき「教育訓練給付制度の指定講座の状況等」について説明

【会長】

- ・講座数、教育訓練給付の受給者数が、必ずしも多くはない状況であるので、各社において、申請や利用についてもご協力いただければと思っている。

◆意見・質問等◆

なし

（5）令和7年度に実施する地域リスクリング推進事業について

【事務局】

- ・資料 7 に基づき「令和7年度に実施する地域リスクリング推進事業」について説明

◆意見・質問等◆

なし

（6）公的職業訓練の広報等について

【事務局】

- ・資料 8 に基づき「公的職業訓練の広報等」について説明

◆意見・質問等◆

なし

◆全体の意見・質問等◆

【会長】

いわゆる雇用保険を受給できない求職者という、資料 1 の 4 ページのグラフがあるが、こういった方というのは、働いていた職場で雇用保険に加入していなかった方とか、あるいは無職であった方ということで、ある意味一番サポートを必要とするような方々と思える。

この方々が実際に、ハローワークに来れば把握ができるが、もしハローワークに来なければ、「全くありません。」ということなので、来ない場合は、どうしようもないかもしれないが、こういった方々に、雇用保険の失業給付などでもカバーできないような方に対する取組というのは何か考えていたり、もしくは既に何かあるというような状況を聞かせてほしい。

【事務局】

ありがとうございます。

資料 1 の 4 ページの④の雇用保険受給できない求職者のページのところをご意見いただいているかと思うが、これはハローワークに来ていただき新たに求職登録した方から、雇用保険受給者と、仕事をしながら求職をしている在職求職者を差し引いた数であり、求職者支援訓練、公共職業訓練で雇用保険を受給しながら、職業訓練を受けられる方ではなく、それ以外の方として、まさにセーフティーネットで求職者支援訓練などを受講していただく可能性がある方の推計値になっている。

過去には、そういう方は雇用保険受給もできないため、収入がなく、職業訓練を受けることが難しかったという状況もあるが、今はそういう方も、要件を満たせば給付金を受けながら職業訓練を受講できる仕組みになっている。資料の「④雇用保険を受給できない求職者（推計値）」は求職登録していただいている方なのでハローワークを既に利用してもらっている方となるが、それ以外にハローワークを利用せず求職活動しようかなと思っている潜在求職者も含めて、先ほど説明を事務局からさせていただいた職業訓練を含めた「ハローワークの支援メニュー」を知っていただく取組として、今年度は 8 月から計画的に周知広報に取り組んでいるところ。8 月以降来年 3 月まで、WEB 広告として「YouTube」や「Tver」で広報動画を流したり、ラジオの「FM 長崎」のスポット CM を入れたり、長崎新聞の「とっとって motto!」や「NR」にも、定期的に広報をして、職業訓練を含めて、支援メニューを知っていただくという取組も行っている。

【会長】

はい、よくわかりました。ありがとうございます。

【事務局】

- ・第 2 回目の協議会は、年明け 2 月から 3 月上旬を予定している。
- ・具体的な日程等は、また改めて連絡する。

閉会
